

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8月29日
【届出者の名称】	マミヤ・オーピー株式会社
【届出者の所在地】	東京都千代田区神田錦町三丁目18番地
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目18番地
【電話番号】	03(6273)7360
【事務連絡者氏名】	管理統括本部長 水谷 富士也
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	マミヤ・オーピー株式会社 (東京都千代田区神田錦町三丁目18番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【買付け等をする上場株券等の種類】

#### 普通株式

(注) 平成28年5月20日に公表した「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間(平成28年8月29日から平成28年10月11日まで。以下「公開買付期間」といいます。)中である平成28年9月30日を基準日、平成28年10月1日を効力発生日(以下「本株式併合効力発生日」といいます。)として、当社普通株式10株につき1株の割合をもって併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)を決定しております。また、当社は、平成28年10月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定し、これに伴い、平成28年9月28日をもって、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における売買単位は1,000株から100株に変更されます。

### 2【買付け等の目的】

当社は、経営の基本方針の一つとして「利益ある成長」を掲げており、利益配分につきましても、将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、中間及び期末の年2回の剰余金配当によって、安定的かつ継続的に株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。また、本年6月開催の定時株主総会において、新たに定款に会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる旨の規定を設けたことで経営環境の変化に即した機動的な資本政策の推進及び株主還元の拡充を図ると共に、単元未満株式の買増請求をすることができる旨の規定を設け、株主の皆様の便宜を図ることで、株主価値のさらなる向上を実現してまいります。

このような方針の下、当社は、当社の親会社である株式会社データ・アート(以下「データ・アート」といいます。)より、その保有する当社普通株式(46,347,000株、本書提出日現在の当社の発行済株式総数93,586,700株に対する割合(以下「保有割合」といいます。):49.52%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じとします。))の一部を売却する意向がある旨、平成28年6月上旬に連絡を受けました。

当社は、データ・アートからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、平成28年6月中旬より、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や株主資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。具体的な自己株式の取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場株価が経済状況その他の様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。また、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討を経て、当社は、平成28年8月上旬に、データ・アートに対して、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診し、同じく同月上旬に前向きに検討する旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、その後、具体的な条件について検討を行いました(具体的な条件については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」の「算定の基礎」をご参照ください。)。その結果、平成28年8月中旬に、データ・アートより、当該条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である1,000,000株(保有割合:1.07%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成28年8月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日(平成28年8月25日)までの1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値123円(小数点以下を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。)に対して10%のディスカウントを行った価格である111円(小数点以下を四捨五入)をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日の予定であるため、本株式併合により当社普通株式10株につき1株の割合をもって併合されることを考慮し、10を乗じた価格である1,110円とすることを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、データ・アート以外の株主の皆様にも応募の機会を提供すると

いう観点から、1,100,000株（保有割合：1.18%）を上限とすることが適切であると判断し、本公開買付けの決済の開始日が本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日の予定であるため、本株式併合効力発生日後の株式数（本株式併合効力発生日前の株式数の10分の1）に換算した110,000株を上限とすることを決議いたしました。

なお、当社の取締役である峰島重雄及び森田啓文は、それぞれデータ・アートの取締役会長及び代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の監査役である関口正夫は、データ・アートの代表取締役専務を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議に対して意見を述べることを差し控えております。また、当社の取締役である峰島重雄、森田啓文及び監査役である関口正夫は、当社とデータ・アートとの事前の協議・交渉についても、当社の立場からは参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成28年8月5日に提出した第75期第1四半期報告書に記載された平成28年6月末現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は8,513百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、かかる自己株式の取得は、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断しております。

また、当社はデータ・アートとの間で、平成28年8月26日付で本公開買付けにデータ・アートが本書提出日現在保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（保有割合：1.07%、本株式併合効力発生日後：100,000株）を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件は存在せず、本公開買付けに応募しない当社普通株式45,347,000株（保有割合：48.45%、本株式併合効力発生日後：4,534,700株）については、平成28年8月26日現在において今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

当社は、本公開買付けにより取得した自己株式のうち、一部については平成28年8月26日に公表した「簡易株式交換による連結子会社（キャスコ株式会社）の完全子会社化に関するお知らせ」にかかる株式交換（以下「本株式交換」といいます。）において対価として割当てを予定しております。本株式交換において対価として割当てた残りの自己株式につきましては、将来の使途（単元未満株の買増請求、新株予約権の行使に基づく交付、将来的なM&A等の資本戦略への備えを含みますが、これらに限りません。）に応じて充当させていただく予定ですが、その具体的な時期等は未定です。

なお、本公開買付け及び本株式交換により、データ・アートが親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなることが判明した場合には、速やかに開示をする予定です。

### 3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### （1）【発行済株式の総数】

93,586,700株（平成28年8月29日現在）

#### （2）【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
-	-	-

#### （3）【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	110,100	122,211,000

（注1）本公開買付けの決済の開始日は本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日を予定しておりますので、取得する株式の総数は、本株式併合効力発生日後の株式数（本株式併合効力発生日前の株式数（1,101,000株）の10分の1）を設定しております。

（注2）取得する株式の総数の本株式併合効力発生前に換算した株式数（1,101,000株）が発行済株式総数に占める割合は、1.18%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

#### （4）【その他（-）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
-	-	-

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
-	-	-

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成28年8月29日(月曜日)から平成28年10月11日(火曜日)まで(29営業日)
公告日	平成28年8月29日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金1,110円 (注) 本公開買付けの決済の開始日は、本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日を予定しておりますので、買付け等の価格は、本株式併合により当社普通株式10株につき1株の割合をもって併合されることを考慮した後の価格(本株式併合効力発生日前の当社普通株式1株当たりの買付け等の価格(111円)に10を乗じた価格)を設定しております。
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場株価が経済状況その他の様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>上記の検討を経て、当社は、平成28年8月上旬に、データ・アートに対して、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診し、同じく同月上旬に前向きに検討する旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、その後、具体的な条件について検討を行いました。</p> <p>具体的な条件として、当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として本公開買付けについて検討を行い、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日の前営業日までの1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付けとする旨、平成28年8月中旬にデータ・アートに提案しました。その結果、同じく平成28年8月中旬に、データ・アートより、当該条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である1,000,000株(保有割合:1.07%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は平成28年8月26日開催の取締役会において、本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日(平成28年8月25日)までの1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値123円に対して10%のディスカウントを行った価格である111円(小数点以下を四捨五入)をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日の予定であるため、本株式併合により当社普通株式10株につき1株の割合をもって併合されることを考慮し、10を乗じた価格である1,110円とすることを決議いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格である1,110円に相当する本株式併合効力発生日前の当社普通株式1株あたりに換算した買付け等の価格111円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成28年8月26日の前営業日（平成28年8月25日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値119円から6.72%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値123円から9.76%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値121円から8.26%、それぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格である1,110円に相当する本株式併合効力発生日前の当社普通株式1株あたりに換算した買付け等の価格111円は、本書提出日である平成28年8月29日の前営業日（平成28年8月26日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値117円に対して5.13%をディスカウントした金額となります。</p>
算定の経緯	<p>当社は、経営の基本方針の一つとして「利益ある成長」を掲げており、利益配分につきましても、将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、中間及び期末の年2回の剰余金配当によって、安定的かつ継続的に株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。</p> <p>このような方針の下、当社は、データ・アートより、その保有する当社普通株式（46,347,000株、保有割合：49.52%）の一部を売却する意向がある旨、平成28年6月上旬に連絡を受けました。</p> <p>当社は、データ・アートからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、平成28年6月中旬より、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。</p> <p>その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。具体的な自己株式の取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場株価が経済状況その他の様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けことが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>上記の検討を経て、当社は、平成28年8月上旬に、データ・アートに対して、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診し、同じく同月上旬に前向きに検討する旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、その後、具体的な条件について検討を行いました。</p> <p>具体的な条件として、当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として本公開買付価格について検討を行い、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日の前営業日までの1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨、平成28年8月中旬にデータ・アートに提案しました。その結果、同じく平成28年8月中旬に、データ・アートより、当該条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（保有割合：1.07%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。</p>

	<p>以上を踏まえ、当社は平成28年8月26日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成28年8月25日）までの1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値123円に対して10%のディスカウントを行った価格である111円（小数点以下を四捨五入）をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日の予定であるため、本株式併合により当社普通株式10株につき1株の割合をもって併合されることを考慮し、10を乗じた価格である1,110円とすることを決議いたしました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	110,000 (株)	- (株)	110,000 (株)
合計	110,000 (株)	- (株)	110,000 (株)

- (注1) 本公開買付けの決済の開始日は本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日を予定しておりますので、買付予定の上場株券等の数は、本株式併合効力発生日後の株式数（本株式併合効力発生日前の買付予定の上場株券等の数（1,100,000株）の10分の1）を設定しております。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数（110,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（110,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。

本公開買付けにおいては、オンライントレード（日興イージョートレード）による応募の受付は行われません。

本公開買付けの決済の開始日は本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日の予定であり、公開買付期間中である平成28年10月1日に本株式併合の効力が発生します。本株式併合効力発生日前に応募の手続をされる場合でも、実際に買付け等の対象となるのは本株式併合効力発生日後の株式数に換算した株券等となりますので、「公開買付応募申込書」に所要事項として、本株式併合効力発生日後の株券等を前提とした応募株券等の数とともに、参考情報として本株式併合効力発生日前の株券等を前提とした応募株券等の数も併せて記載してください。

応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注1）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。（注2）

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成28年10月11日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1） 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)( 1 )	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)( 2 )	
B. 本人確認書類 (写真つき1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート( 3 )
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証( 4 )
		公務員共済組合の組合員証( 4 )
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の記載事項証明書( 2 )
		住民票の写し( 2 )

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報( 5 )
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証
	各種健康保険証( 4 )
	公務員共済組合の組合員証( 4 )
	パスポート( 3 )

- ( 1 ) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- ( 2 ) 住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- ( 3 ) パスポート公印(外務大臣印)が記載されているページまで必要となります。
- ( 4 ) ご住所の記入漏れがないようご確認ください。
- ( 5 ) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
 （その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	122,100,000
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	145,100,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(110,000株)に、1株当たりの本公開買付価格(1,110円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	普通預金	1,532,633,480
	計	1,532,633,480

## 8【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### (2)【決済の開始日】

平成28年11月2日(水曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の税務上の取扱いをご参照ください。

### (4)【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

## 9【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(110,000株)(注1)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(110,000株)(注1)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)(注2)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(注1) 本公開買付けの決済の開始日は本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日を予定しておりますので、買付予定の上場株券等の数は、本株式併合効力発生日後の株式数(本株式併合効力発生日前の株式数(1,100,000株)の10分の1)を設定しております。

(注2) 平成28年10月1日を効力発生日として、単元株式数は1,000株から100株に変更となります。本公開買付けの決済の開始日は本株式併合効力発生日後の平成28年11月2日を予定しておりますので、単元株式数は100株を記載しております。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社はデータ・アートとの間で、平成28年8月26日付で本公開買付けにデータ・アートが本書提出日現在保有する当社普通株式の一部である1,000,000株（保有割合：1.07%、本株式併合効力発生日後：100,000株）を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件は存在せず、本公開買付けに応募しない当社普通株式45,347,000株（保有割合：48.45%、本株式併合効力発生日後：4,534,700株）については、平成28年8月26日現在において今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

平成28年5月20日に公表した「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、公開買付期間中である平成28年9月30日を基準日、平成28年10月1日を効力発生日として、本株式併合を決定しております。また、当社は、平成28年10月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定し、これに伴い、平成28年9月28日をもって、東京証券取引所における売買単位は1,000株から100株に変更されます。

平成28年8月26日に「簡易株式交換による連結子会社（キャスコ株式会社）の完全子会社化に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成28年8月26日開催の取締役会において、平成28年11月4日を効力発生日として、当社を完全親会社、キャスコ株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

#### 支配株主との取引等に関する事項

##### （ア）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

データ・アートは、当社議決権の過半数（平成28年6月30日に提出した第74期有価証券報告書に記載の平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数（91,071個）に対する割合：50.89%）を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められている支配株主との取引等に該当します。

当社が平成28年7月7日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、親会社との取引等を行う際には、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、当該取引等の通念に照らした妥当性を確保することとしております。

本公開買付けによるデータ・アートからの自己株式の取得に際して、少数株主保護の観点から以下の措置を講じているため、取引内容及び条件は公正かつ適切な手続きを経て決定しており、かかる指針に適合していると判断しております。

##### （イ）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、データ・アート以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施することとしております。

また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。

さらに、当社の取締役である峰島重雄及び森田啓文は、それぞれデータ・アートの取締役会長及び代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の監査役である関口正夫は、データ・アートの代表取締役専務を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議に対して意見を述べることを差し控えております。また、当社の取締役である峰島重雄、森田啓文及び監査役である関口正夫は、当社とデータ・アートとの事前の協議・交渉についても、当社の立場からは参加していません。

なお、平成28年8月26日開催の当社取締役会において、峰島重雄、森田啓文及び関口正夫以外の取締役及び監査役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、下記「（ウ）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、データ・アートとの間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない当社の独立役員である社外監査役2名（渡邊光治、衛藤重徳）から、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成28年8月26日に取得しております。

(ウ)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成28年7月上旬に、データ・アートとの間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役2名（渡邊光治、衛藤重徳）に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものでないかについての意見を依頼いたしました。当該社外監査役は、当社取締役会での検討を含め、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。その結果、当社は社外監査役2名より本公開買付けに係る当社の意思決定について、以下の点を総合的に考慮して、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成28年8月26日に取得しております。

- ( ) 本公開買付けは、当社の事業上又は財務上の観点から不合理なもの認められないこと。
- ( ) 自己株式の具体的な取得方法については、データ・アート以外の株主にも一定の検討期間を与えたうえで市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施され、また、本公開買付けの内容も、株主間の平等性、取引の透明性の観点からデータ・アート以外の株主にとって特段不利益な内容ではないこと。
- ( ) 本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買付価格としており、データ・アートに特に有利な条件での取引には該当しないものと考えること。
- ( ) 本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として適正・公正な措置がとられていること。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

### 3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
	平成28年2月	平成28年3月	平成28年4月	平成28年5月	平成28年6月	平成28年7月	平成28年8月
最高株価(円)	177	188	160	156	137	135	134
最低株価(円)	127	141	138	134	105	105	117

(注1) 平成28年8月については、8月26日までの株価です。

(注2) 本株式併合効力発生日より前の株価の状況を記載しているため、本株式併合を考慮した後の価格は記載しておりません。

### 4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### (1)【発行者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第73期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第74期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月30日 関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第75期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月5日 関東財務局長に提出

##### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

マミヤ・オーピー株式会社  
(東京都千代田区神田錦町三丁目18番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。